

入札説明書

令和7年9月22日千葉市公告第751号により公告した「消防防災ヘリコプターの売却」入札等については、関係法令等に定めるものほか、この入札説明書による。

1 事業名

消防防災ヘリコプターの売却

2 売扱物件の仕様

仕様書のとおり

3 仕様書及び関係書類の閲覧について

売却物件にかかる閲覧可能な図書及び書類については、後記「6 契約事務担当課」において予定調整の上、閲覧できるものとする。(平日9時～16時までの間に限る)

4 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならぬ。

- (1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

5 現地説明会

- (1) 日時： 令和7年10月10日(金) (1時間毎の時間割当制)
- (2) 場所： 千葉市消防局ヘリポート(千葉市緑区平川町1513-1)
- (3) 説明会への参加申込み

説明会に参加するには、令和7年10月2日(木)正午までに、「6 契約事務担当課」宛てに電子メールで、氏名(法人にあっては法人名及び担当者名)、参加人数、連絡先、希望時間(9時～17時までの間、第3希望まで記載のこと)を記入のうえ、申込みを行うこと。

- (4) 注意事項

- ア 参加希望者がいない場合は現地説明会を開催しません。
- イ 参加は任意のため、参加されなかった方も入札参加申込みは可能です。
- ウ 悪天候等により中止となる場合があります。
- エ 説明会にあっては各社 1 者ずつ実施することとし、1 時間毎の時間割当制とする。

6 契約事務担当課

〒266-0004

千葉市緑区平川町1513-1

千葉市消防局警防部航空課

電話：043-292-9186

Email : koku.FPD@city.chiba.lg.jp

7 仕様書に関する質問

(1) 受付期間

公告日～令和7年10月20日（月）まで

(2) 方法

受付期間内に「仕様書に関する質問回答書」により「6 契約事務担当課」宛てに電子メール送付すること。メール送付がない場合は、質問事項無しとみなす。

(3) 回答方法

準備次第、順次個別回答とする。

8 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和7年10月17日（金）15時まで

(2) 提出場所 「6 契約事務担当課」

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合締切日必着とする。）

(4) 確認通知 令和7年11月14日（金）までに契約事務担当課より通知する

9 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年11月下旬予定

（別途参加資格の確認通知を受けた参加者に通知する。）

イ 場所 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局内

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵送による入札の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、入札日前日の15時までに契約事務担当課へ必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、売却物件に対する契約希望額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

（5）落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格の者をもって落札者とする。

（6）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

9 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）

10 再度入札の実施

（1）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（2）再度入札の回数は、2回とする。

（3）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

11 契約の手続き等

（1）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（2）契約書作成の要否

要

（3）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（4）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、千葉市ポータルサイトにおいて閲覧できる。

12 代金の支払い及び売払物品の引き渡し

売払物件は、契約締結後に千葉市が発行する納入通知書により期限までに売払代金を納入後、別途指定する期日までに千葉市消防局へリポートにおいて現状のまま引渡すも

のとする。(納入の確認のため振込等の領収書の写しを千葉市消防局警防部航空課に提出すること。)

なお、引取り及びそれまでに要する諸経費等は買受人の負担とする。

13 売払い条件

- (1) 買受人は、回転翼航空機引渡し後、移転登録又は抹消登録を航空法等に規定されている所要の手続きを行い、その結果が確認できる書類を千葉市消防局警防部航空課に提出すること。また、移転登録抹消登録完了後、回転翼航空機の識別版を外し、千葉市消防局警防部航空課に返却すること。
- (2) 買受人は、回転翼航空機に表示してある所属名、愛称、本市の標識等をすみやかに除去し、その履行内容が確認できる写真等で分かる書類を千葉市消防局警防部航空課に提出すること。
- (3) 買受人は、回転翼航空機の移転登録及び電波法等に基づく免許申請を行い、買受人主義の航空機登録証明書及び無線局免許状を受理するまでは当該航空機の運航をしてはならない。なお、日本国外での運航に限り、その国の法律等に準拠するものとしこの限りではない。
- (4) 買受人は、回転翼航空機等の引取りに際して事故のないよう留意するとともに、本市の施設等に損害を与えた場合、修理に係る経費については、買受人の負担とする。また、引取り後の事故発生の場合は、すべて買受人の責任において処理すること。
- (5) 前各号に係るもの及び契約後に生じる経費については、買受人が負担すること。